

具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)

完 成 図

令和 3 年度

うるま市 都市建設部 建築工事課

受注者：有限会社 沖 水

具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機 械)

図 面 目 録

N O	図 面 名 称	縮 尺
M-00	表紙、図面目録	――
M-01	特記仕様書（機械設備）その 1	――
M-02	特記仕様書（機械設備）その 2	――
M-03	特記仕様書（機械設備）その 3	――
M-04	特記仕様書（機械設備）その 4	――
M-05	配置図、案内図	A1:S=1/1500 A3:S=1/3000
M-06	配置図（給水設備）	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
M-07	配置図（排水設備）	A1:S=1/140 A3:S=1/280
M-08	給排水設備衛生器具表・機器表	――
M-09	平面図・屋根伏図（給排水設備）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
M-10	平面詳細図（給排水設備）	A1:S=1/50 A3:S=1/100
M-11	空調・換気機器表	――
M-12	平面図・屋根伏図（空調・換気設備）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
M-13	平面図・屋根伏図（空調換気制御配線・ドレン配管）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
M-14	系統図（給排水・空調）	NOSCALE

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和3年7月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名

具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)

(2) 工事場所

うるま市字太田509番地

(3) 建物概要

RC造平屋建

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
クラブハウス	RC造平屋建	462.29	消防法施行令別表第一 1項(イ)
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外			
	クラブハウス			屋外
空気調和設備	○			
換気設備	○			
排煙設備				
自動制御設備	○			
衛生器具設備	○			
給水設備	○			○
排水設備	○			○
給湯設備	○			
消火設備	○			
ガス設備	○			
厨房機器設備				
浄化槽設備				
エレベーター設備				
小荷物専用昇降機設備				
エスカレーター設備				
撤去工事				
発生材処理				
軽微な電気設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、 令和 3年 6月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 3年 6月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準図」という。)により

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「 」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「 」を適用する。「・」と「 」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の(. . .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンダーレスボンスの実施

ア この工事はワンダーレスボンス実施対象工事である。ワンダーレスボンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工食用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	特記仕様書 (機械設備) ー1	
工事場所	沖縄県うるま市字太田509番地	縮 尺	—	図面番号 M - 0 1
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			
有限会社 沖 水				
住 所 うるま市字赤道60-1				
氏 名 西 里 剛				

		8 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	○ 15 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○ 無 ・ 有(図示)</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○ 無 ・ 有(図示) 現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>○ 無 ・ 有(図示)</td></tr></table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。	発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○ 無 ・ 有(図示)	特別管理産業廃棄物	○ 無 ・ 有(図示) 現場調査を行う	再利用を図るもの	○ 無 ・ 有(図示)
発生材の種類及び処理方法													
引渡しを要するもの	○ 無 ・ 有(図示)												
特別管理産業廃棄物	○ 無 ・ 有(図示) 現場調査を行う												
再利用を図るもの	○ 無 ・ 有(図示)												
項目	特記事項												
一般共通事項													
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。												
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 公共建築設備工事標準図(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) 営繕工事写真撮影要領(平成31年版)(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和元年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和元年1月版)(一般社団法人公共建築協会)												
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表 - 1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。												
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。))を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。												
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として〔 日間〕を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものである。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。												
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、 令和 年 月 日 までに完了すること。												
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。												
		9 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。										
		10 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。))のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。										
		11 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。										
		12 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()										
		13 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号)										
		○ 14 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン										
		15 発生材の処理等 (1.3.9)	○ 15 発生材の処理等 (1.3.9)										

工事名称	呉志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	特記仕様書 (機械設備) - 2	
工事場所	沖縄県うるま市宇大田509番地	縮 尺	—	図面番号 M - 0 2
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			
有限会社 沖 水 住 所 うるま市宇赤道60-1 氏 名 西 里 剛				

○ 16 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 火災保険 組立保険 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険	22 完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	2 配管材料 (2.1.2) 3 埋設配管 (2.7.1) ○ 4 保温工事 (3.1.1) 5 塗装 (3.2.1) ○ 6 仮設工事 (4.1.1)	管材は別表 - 2 による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で (・ 設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 残土処分は(・ 構外適切処分 ・ 構内敷ならし)とする。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																				
	設置する備品等の種類					数量	設置する備品等の種類	数量																					
○ 17 ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	23 情報共有システムの使用	—本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。— (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1 / 10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 —情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。— (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。	○ 7 土工事 (4.2.1) ○ 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) (3) 図示されたものを除き、以下による。																								
○ 18 機材の品質等 (1.4.2)	工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	24 標識その他 (1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。	空気調和設備工事																									
19 技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ◎ 配管施工(建築配管作業) ◎ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ◎ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業)	○ 25 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) 端子板にヤモリガード対策を施す。																								
		○ 26 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。	2 制気口	図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。																								
20 化学物質の濃度測定 (1.5.8)	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定時期、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。 ・ 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国営整第4号平成24年4月5日) ・ 「学校における室内空気汚染対策について」(15学学健第11号平成15年7月4日) <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○ 27 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。	3 ダクト (2.2.1)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ))工法とする。								
		測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																								
21 技術検査 (1.6.2)	(中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。)	28 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建設部)によるものとし、位置は図示による。	4 ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト																								
		○ 29 墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内()</th></tr><tr><th></th><th>温度()</th><th>湿度(%)</th><th>温度()</th><th>湿度(%)</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8</td><td>68.3</td><td>26</td><td>50</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内()			温度()	湿度(%)	温度()	湿度(%)	夏季	32.8	68.3	26	50	冬季								
	外気		室内()																										
	温度()	湿度(%)	温度()	湿度(%)																									
夏季	32.8	68.3	26	50																									
冬季																													
		30 その他		6 その他																									
共通工事																													
	1 総合試運転調整等 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録																											
<table><tr><td>工事名称</td><td>具志川多様目球技場クラブハウス建設工事 (機械)</td><td>図面名称</td><td colspan="3">特記仕様書 (機械設備) — 3</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>沖縄県うるま市宇大田509番地</td><td>縮 尺</td><td>—</td><td>図面番号</td><td></td></tr><tr><td>発注機関</td><td>うるま市役所 都市建設部 建築工事課</td><td></td><td></td><td>M — 0 3</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">有限会社 沖 水 住 所 うるま市宇赤道60-1 氏 名 西 里 剛</td></tr></table>						工事名称	具志川多様目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	特記仕様書 (機械設備) — 3			工事場所	沖縄県うるま市宇大田509番地	縮 尺	—	図面番号		発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			M — 0 3		有限会社 沖 水 住 所 うるま市宇赤道60-1 氏 名 西 里 剛					
工事名称	具志川多様目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	特記仕様書 (機械設備) — 3																										
工事場所	沖縄県うるま市宇大田509番地	縮 尺	—	図面番号																									
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			M — 0 3																									
有限会社 沖 水 住 所 うるま市宇赤道60-1 氏 名 西 里 剛																													

別表 - 1 (関連工事との取り合い)

工事内容		本工事 機械	別途工事 電気	建築
機器の基礎	屋内設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・		
	屋上設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・		
	屋外設置 (架台、アンカーボルトを除く)			◎
	架台、アンカーボルト			・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ			・
	補強鉄筋	・		
	スリーブの穴埋め			・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ			・
	補強鉄筋	・		
	型枠の穴埋め			・
天井、壁の切り込み	墨出し			・
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・		
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		
インサート	インサート			・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線		・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・		
	天井吊り機器 (空調機、空調換気扇) の本体と操作スイッチ間の配管	・		
	上記の配線		・	
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・		
	上記の配線		・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体		・	
	上記の配管、配線	・		
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	・		
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート			・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し			・
	残土処理			・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室 (換気用送風機を含む)	・		・
	操作盤までの1次側電気工事	・		
	操作盤以降の2次側電気工事		・	
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・		・
	立て樋接続用埋設横引管	・		・
流し類	台所流し台、手洗い流し台 (SUS人研ぎ共)	・		
	上記の配管接続			・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・		
カウンター	はめ込洗面器のカウンター			・
身障者用手すり	衛生器具回り			・
	その他手すり	・		
		・	・	・

配線は接続を含むものとする。

別表 - 2 (管材)

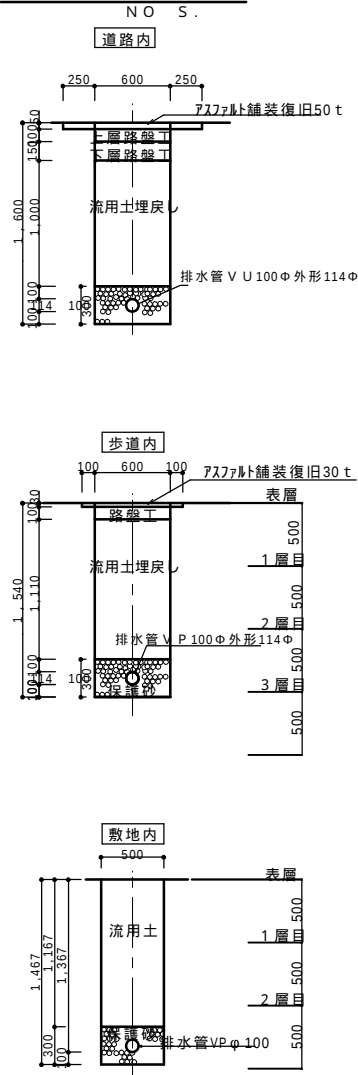
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒用被覆銅管
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	冷媒用被覆銅管
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	耐衝撃硬質塩ビ管(HIVP)
	機械室・便所配管	耐衝撃硬質塩ビ管(HIVP)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	耐衝撃硬質塩ビ管(HIVP)
	地中配管	耐衝撃硬質塩ビ管(HIVP)
水道直結管		ステンレス鋼管(JIS G 3459) スケジュール20,ねじ込み
		水道用ポリエチレン二層管(JIS K 6742)
給湯管	屋内一般配管	銅管20A、～50A(JIS H 3300)
	機械室・便所配管	銅管(JIS H 3300)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	銅管(JIS H 3300)
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質塩ビ管(VP)
	機械室・便所配管	硬質塩ビ管(VP)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	硬質塩ビ管(VP)
	地中配管	硬質塩ビ管(VU)
通気管	屋内一般配管	硬質塩ビ管(VP)
	機械室・便所配管	硬質塩ビ管(VP)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	S G P (白ガス管)
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管(PLS)

特記事項

冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。
屋外架空冷媒管はステンスラッキング保護とする。

工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	特記仕様書 (機械設備) — 4	
工事場所	沖縄県うるま市宇大田509番地	縮 尺	—	図面番号
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			M — 0 4
有限会社 沖 水				
住 所 うるま市宇赤道60-1				
氏 名 西 里 剛				

排水管土工詳細図



屋外排水配管平面図

S:1/140

小口径桧リスト

No.1	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ 90° L×800H
No.2	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ ST×920H
No.3	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ 90° Y×1080H
No.4	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ 90° Y×1160H
No.5	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ 90° Y×1180H
No.6	小口径桧（塩ビ蓋）200×100φ 90° Y×1380H
No.7	小口径桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1600H
No.8	小口径桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1680H
No.9	小口径桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1740H
No.10	小口径桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1770H
No.11	小口径桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1810H
No.12	公共桧（铸铁保護蓋）200×100φ ST×1200H

（建築工事）

水平調査面積	
歩道内	
表層	5.418m×0.6m=3.25m ²
1層目	5.418m×0.6m=3.25m ²
2層目	5.418m×0.6m=3.25m ²
合計	3.25m ² ×4=13.00m ²
敷地内	
表層	40.15m×0.6m=24.09m ²
1層目	40.15m×0.6m=24.09m ²
2層目	40.15m×0.6m=24.09m ²
合計	24.09m ² ×3=72.27m ²
総合計	13.00m ² +72.27m ² =85.27m ²

屋外排水配管縦断面図

S:1/140

工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事（機械）	図面名称	配置図（排水設備）
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮尺	A1: S=1/140 A3: S=1/280
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 07

有限会社 沖水

住所 うるま市字赤道60-1
氏名 西里 剛

衛生器具表

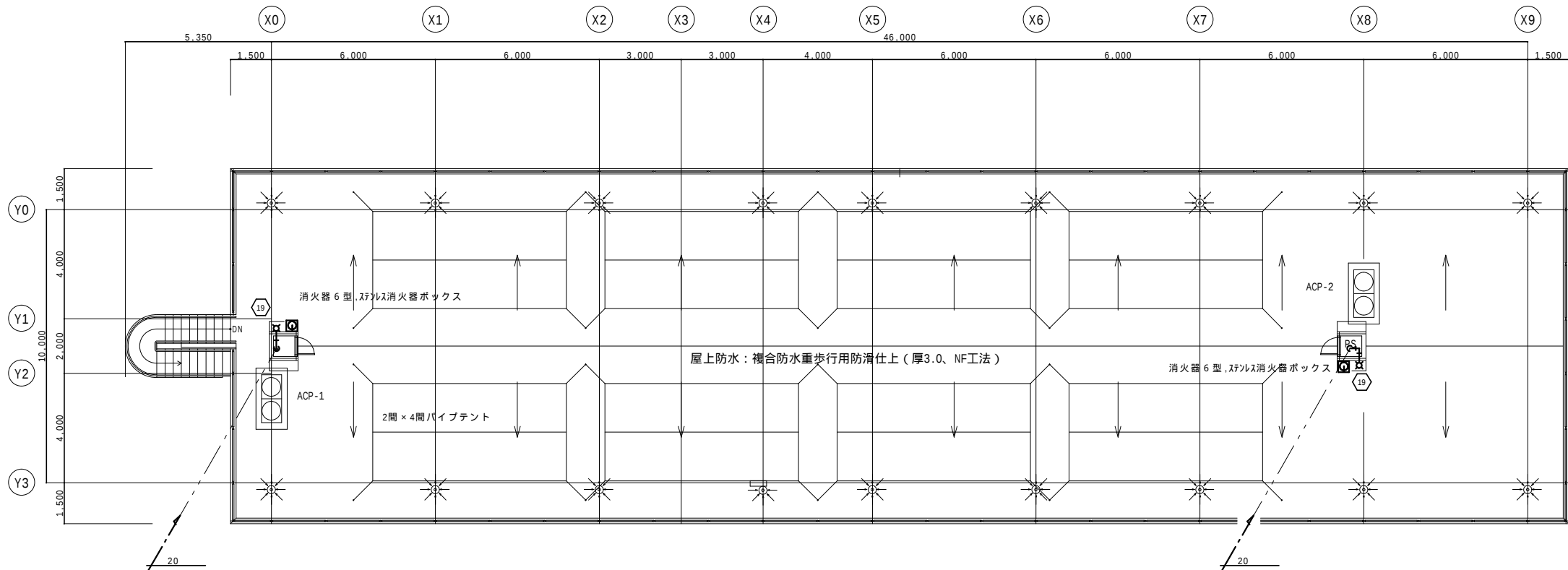
番 号	名 称	機 具 仕 様	数 量						備 考
			男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ	シャワー室	その他	合計	
①	洋風大便器	パブリックコンパクト便器（掃除口付） フラッシュタンク式、普通便座、フタなし 棚付二連紙巻器（YH702） 将来用洗浄便座（AC100V-311W）	2	3				5	参考型式 TOTO CFS498BCHNW1/TC291V86W/YH702
②	洋風大便器	パブリックコンパクト便器（掃除口付） ロータンク式、リモコン洗浄ユニット付（無線式） 洗浄便座（AC100V-1260W）共、金属製ベースプレート専用便座、フタなし 棚付二連紙巻器（YH702）			1			1	TOTO CS597BCSHNW1/SH596BAYR#NW1 /TCF5840AUPS#NW1/YH702
③	自動洗浄小便器	壁掛壁排水（380×420×920） フラッシュバルブ型体（AC100V）	3					3	TOTO UFS900R#NW1
④	はめ込み角形洗面器	550×446、実容量4.0L 単水栓（自閉式立水栓TL19APR）付 壁排水Pトラップ付	2	3				5	TOTO L350CHNW1/TL19APR/T7P1/TL4CU
④		550×446、実容量4.0L シングルレバー混合水栓付（TLS04302JA） 壁排水Pトラップ付				4 4		8	TOTO L350CHNW1/TL504302JA /TLDLP2201J/TL4CU×2
⑤	壁掛ハイバック 洗面器	380×350、水ためなし 自動水栓（単水栓）付、水石給給栓なし 壁排水Pトラップ付			1			1	TOTO LSA125A#NW1
⑦	洗面カウンター	一方エブロン、2連、L=1800（WL45）、ブラケット式	1			4		5	TOTO ML45C1800C#NW1W/M9P40×3
⑧	洗面カウンター	一方エブロン、3連、L=2500（WL45）、ブラケット式		1				1	TOTO ML45C2500C#NW1W/M9P40×4
⑩	ハンドシャワー	サーモスタット混合水栓、コンフォートウェーブシャワー （TBV03418J））				8 8 2		18	TOTO TBV03418J
⑪	排水ユニット	E W B S 6 2 1 S B S （A=444、樹脂製）				8 8 2		18	TOTO EWBS621SBS
⑫	排水ユニット	E W B S 6 2 4 S B S （A=894、樹脂製）			1			1	TOTO EWBS624SBS
⑭	ハンドドライヤー	高速両面タイプ300×186×550、（AC100V-645W）、ヒーターなし （TYC420WC）	1	1	1			3	TOTO TYC420WC
⑮	掃除流し	560×456×635、床排水Sトラップ付（SK22A）	1					1	TOTO SK22A#NW1/T23AEQ20C
⑯	手すり	U形、小便器用600×500×470（T112CU22） 樹脂被覆付	1					1	TOTO T112CU22#NW1
⑰	手すり	L形、腰掛便器用700×700×120（T112CL10） 樹脂被覆付			1			1	TOTO T112CL10#NW1
⑱	手すり	可動式、腰掛便器用700×150（T112HK7R） はね上げタイプ、ロック付、樹脂被覆付			1			1	TOTO T112HK7R#NW1
⑲	ホーム水栓	F-7-13	1	1	1	1 1 1	32	38	TOTO T200SNR13C
㉑	自在水栓	F5-13、泡沫					1	1	TOTO T130AJUN13C

衛生機器表

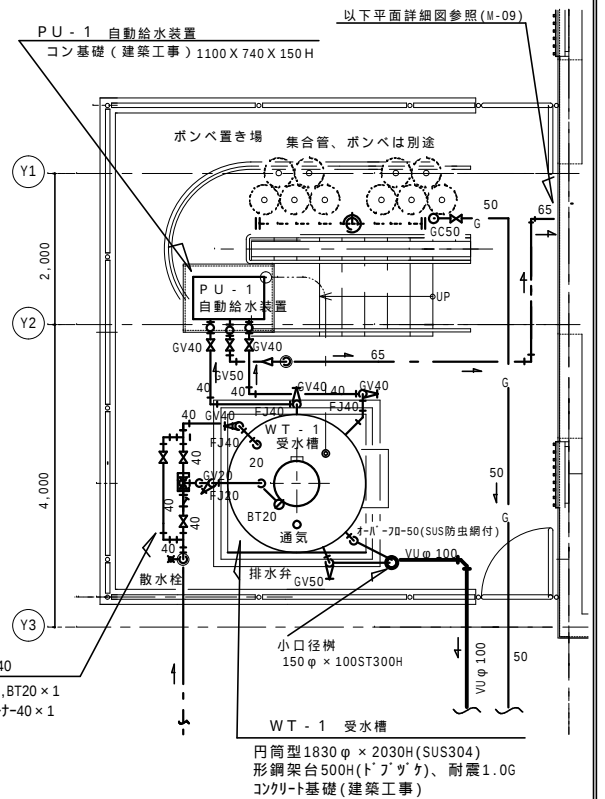
[illegible]

凡 例 (管材)		
図 示	名 称	仕 様
	給 水 管	屋内； H I V P 屋外； H I V P 屋外露出； ステンレス鋼管 (J I S G 3 4 5 9、S U S 3 0 4)、スケジュール 2 0 本管からメ-ケ-間埋設； ポリエチレン 2 層管
	給 湯 管	屋内； 銅管； 2 0 A、2 5 A、3 2 A、4 0 A、5 0 Aは保温材厚さ20mm以上とする。
	排 水 管	屋内； 硬質塩ビ管 (V P) 屋外； 硬質塩ビ管 (V U)
	通 気 管	屋内； 硬質塩ビ管 (V P)
	ガ ス 管	屋外埋設； ポリエチレン被覆鋼管 (P L S) 屋内(露出部)；配管用炭素鋼々管 (S G P - 白)
	リ モ コ ン 配 線	ガス湯沸器リモコンスイッチ用配線 (電気工事)
	仕切弁	水道直結配管； 10 k その他 配管； 5 k

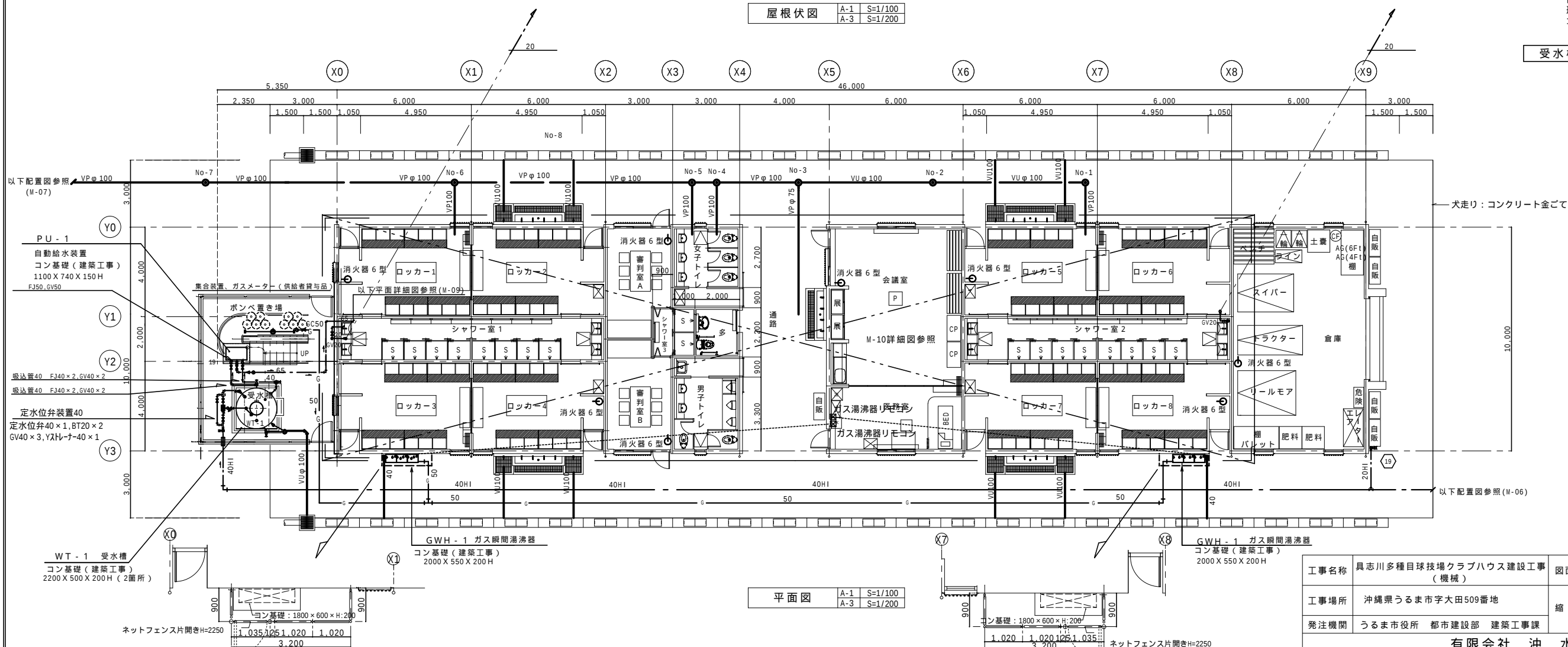
工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)		図面名称	給排水設備器具表・機器表	
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地		縮 尺	_____	図面番号 M - 0
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課				
有 限 会 社 沖 水 住 所 うるま市字赤道60-1 氏 名 西 里 剛					



屋根伏図	A-1	S=1/100
	A-3	S=1/200



受水槽回り詳細図	A1;S=1/50
	A3;S=1/100



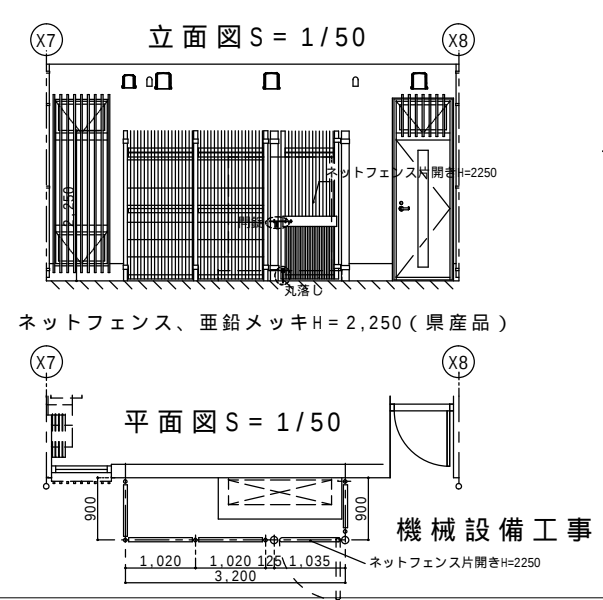
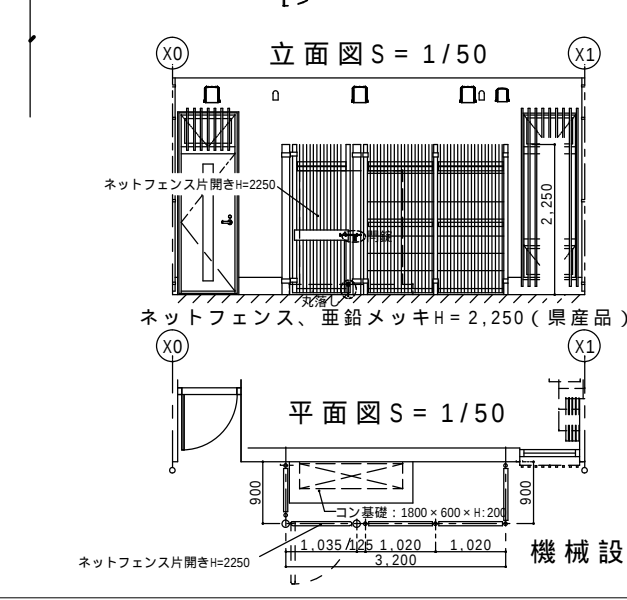
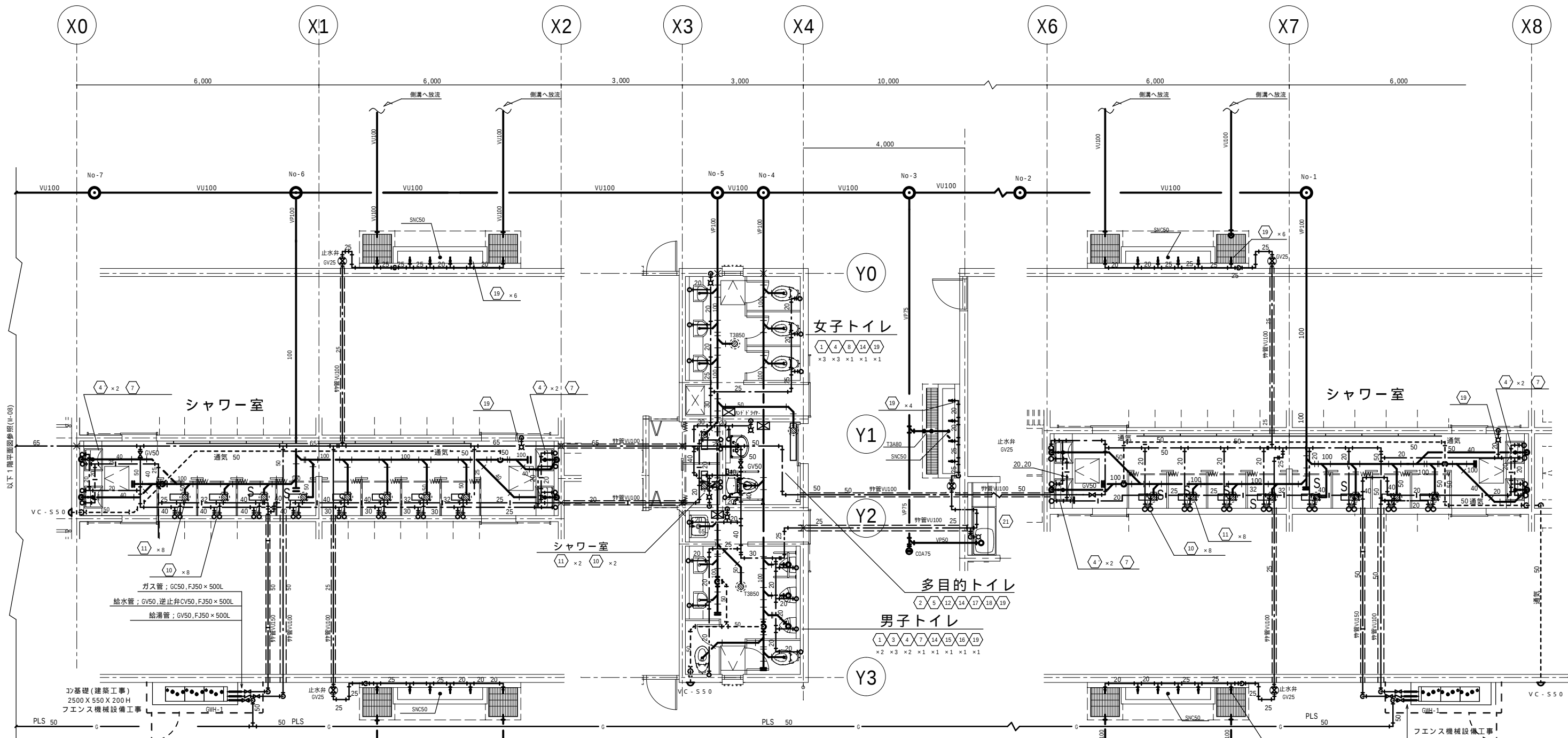
平面図	A-1	S=1/100
	A-3	S=1/200

ネットフェンス（機械設備）平面図

ネットフェンス（機械設備）平面図

工事名称	具志川多程目球技場クラブハウス建設工事（機械）	図面名称	平面図・屋根伏図（給排水設備）
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮尺	A1：S=1/100 A3：S=1/200
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 9

有限会社 沖 水
住 所 うるま市字赤道60-1
氏 名 西 里 剛



工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	平面詳細図 (給排水設備)
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮尺	A1 : S=1/50 A3 : S=1/100
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 10
有限会社 沖水			
住所		うるま市字赤道60-1	
氏名		西里 剛	

空調機器表

記 号	名 称	機 器 仕 様	消費電力 (KW)	圧縮機出力 (KW)	φ(相)	V(電圧)	数 量	備 考
	マルチパッケージ 空気調和機 (室外機)	形 式 ； 冷暖切換、高効率型、冷媒R410A 冷(暖)房能力； 67(77.5)KW 付属品 ； 室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；15.88/28.58、その他付属品共	19.8 63.5 (A) 冷房：19.53 暖房：19.72	8.19×1 8.19×1 送風機 0.46×2	3	200	1 組 (2 台)	屋上 室外機重量；404Kg
	マルチパッケージ 空気調和機 (室内機)	形 式 ； 4方向天井カセット形 冷房能力； 4.5 KW 暖房能力； 5.0 KW 付属品 ； リモコンスイッチ、室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；6.35/12.7、ドレーン管；25A、その他付属品共	0.02 0.29 (A)		1	200	1	審判室A
	マルチパッケージ 空気調和機	形 式 ； 4方向天井カセット形 冷房能力； 5.6 KW 暖房能力； 6.3 KW 付属品 ； リモコンスイッチ、室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；6.35/12.7、ドレーン管；25A、その他付属品共	0.02 0.31 (A)		1	200	1	審判室B
	マルチパッケージ 空気調和機	形 式 ； 4方向天井カセット形 冷房能力； 11.2 KW 暖房能力； 12.5 KW 付属品 ； リモコンスイッチ、室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；9.52/15.88、ドレーン管；25A、その他付属品共	0.08 0.90 (A)		1	200	4	ロッカー1～4
	マルチパッケージ 空気調和機 (室外機)	形 式 ； 冷暖切換、高効率型、冷媒R410A 冷(暖)房能力； 67(77.5)KW 付属品 ； 室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；15.88/28.58、その他付属品共	19.8 63.5 (A) 冷房：19.53 暖房：19.72	8.19×1 8.19×1 送風機 0.46×2	3	200	1 組 (2 台)	屋上 室外機重量；404Kg
	マルチパッケージ 空気調和機 (室内機)	形 式 ； 4方向天井カセット形 冷房能力； 5.6 KW 暖房能力； 6.3 KW 付属品 ； リモコンスイッチ、室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；6.35/12.7、ドレーン管；25A、その他付属品共	0.02 0.31 (A)		1	200	1	医務室（会議室C）
	マルチパッケージ 空気調和機 (室内機)	形 式 ； 4方向天井カセット形 冷房能力； 11.2 KW 暖房能力； 12.5 KW 付属品 ； リモコンスイッチ、室外機防錆処理（フィン共） 冷媒管；9.52/15.88、ドレーン管；25A、その他付属品共	0.08 0.90 (A)		1	200	5	会議室 ロッカー5～8
S - 1	リモコンスイッチ	空調機用集中リモコンスイッチ（ON OFF一括制御）			1			会議室
	全熱交換器	形 式 ； 天井埋込形150φ 、マイコンタイプ 風 量 ； 160 m3/H 静 圧 ；150Pa 定格全熱交換効率 66％ 付属品 ； 深形ステンレス製パイプフード150φ（防虫網付）X2 消音ボックス付給排気グリルX2、リモコンスイッチ共	85 (W)		1	100	3	審判室A 審判室B 医務室(会議室C)
	全熱交換器	形 式 ； 天井埋込形200φ 、マイコンタイプ 風 量 ； 520 m3/H 静 圧 ；150Pa 定格全熱交換効率 68％ 付属品 ； 深形ステンレス製パイプフード150φ（防虫網付）X4 消音ボックス付給排気グリルX2、リモコンスイッチ共	300 (W)		1	100	1	会議室

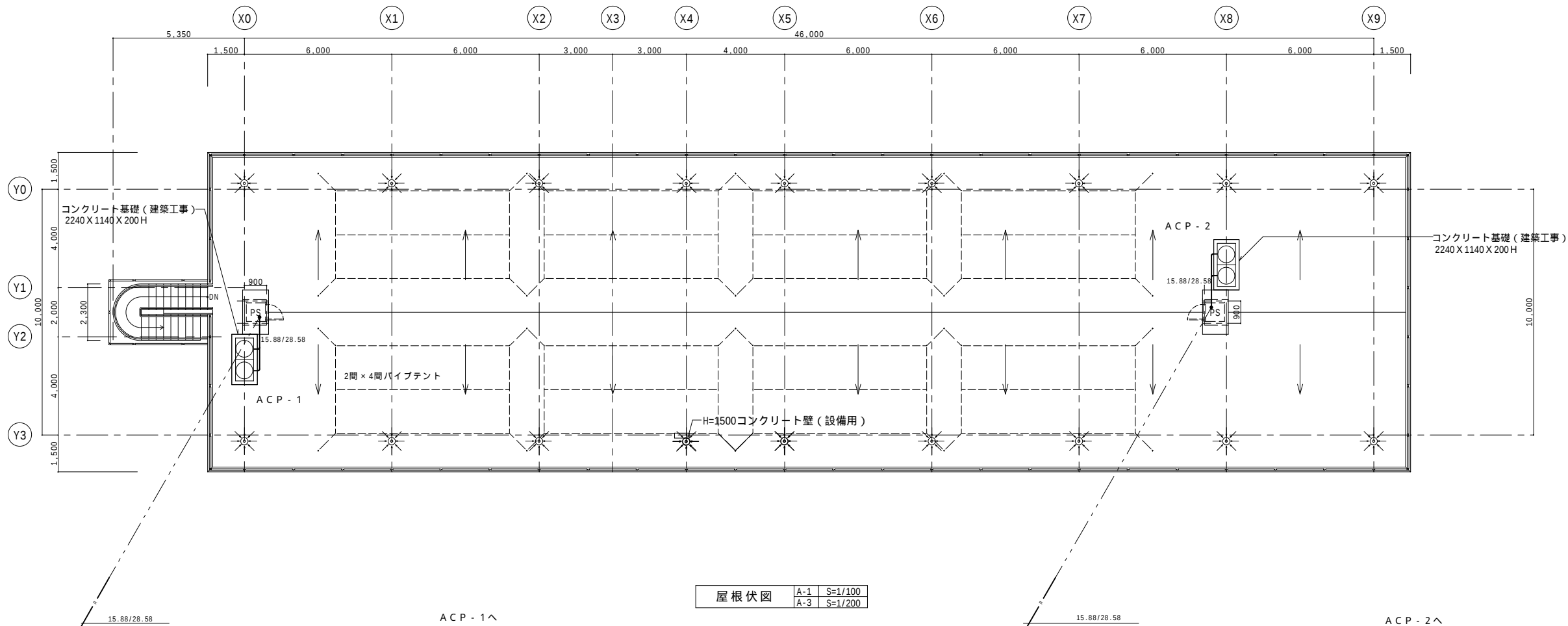
- 1) 室外機は防錆処理を、施す事。（フィン以外は5年補償書を提出する事。）
2) 室外機～室内機の信号線及び、機器本体リモコンへの結線は、本工事とする。
3) 冷媒管の露出部分は、ステンレス製ラッキングカバーを、施す事。
4) 冷媒管及び、ドレーン管の保温厚は、仕様書に準ずる。
5) 露出配管及び、P S内見え掛り部分の塗装は、全てOP塗り（指定色）とする。
6) 室外機は、防振ゴム設置後、ボルト固定とする。
7) 室外機は、転倒防止用S U S製ワイヤー掛けとする。（台風対策対応とする。）
8) 電気容量は、参考とする。
9) 室外機は、ヤモリガード対応とする。
10) 室外機の側板は、L型アングル（溶融亜鉛メッキ）、棒鋼・ナット（ステンレス製）で補強する。
11) 室外機の高調波対策は、本工事に含むものとする。（沖縄電力と調整及び、対策を含む。）
- 12) 冷房機器 JIS B 8616 で規定された試験方法による。
13) 全熱交換器 JIS B 8628 で規定された試験方法による。
14) 換気機器の消費電力は、 JIS C 9603 で規定された試験方法による。

換気機器表

記 号	名 称	機 器 仕 様	電力(W)	φ(相)	V(電圧)	数 量	備 考
	天井用換気扇 (24Hツリハス)	形 式 ； 低騒音形、本体、ファン、グリル；樹脂製 接続径 ； 100φ 風 量 ； (弱) 50m3/H 静 圧 ；50Pa 付属品 ； 深形パイプフード100φｽﾎﾟﾂﾙｽ製（ガラリ・防虫網付）	9.3	1	100	9	ロッカー1～4 ロッカー5～8 医務室
	天井用換気扇 (24Hツリハス)	形 式 ； 低騒音形、本体、ファン、グリル；樹脂製 接続径 ； 100φ 風 量 ； (強) 60 m3/H (弱) 30m3/h 静 圧 ；60P a 付属品 ； 深形パイプフード100φｽﾎﾟﾂﾙｽ製（ガラリ・防虫網付）	15.5	1	100	1	シャワー室3
	天井用換気扇	形 式 ； 低騒音形、本体；金属製、ファン、グリル；樹脂製 接続径 ； 150φ 風 量 ； 170～205 m3/H 静 圧 ；60～55P a 付属品 ； 深形パイプフード100φｽﾎﾟﾂﾙｽ製（ガラリ・防虫網付）	29.5	1	100	3	女子トイレ 多目的トイレ
	天井用換気扇	形 式 ； 低騒音形、本体；金属製、ファン、グリル；樹脂製 接続径 ； 150φ 風 量 ； 300 m3/H 静 圧 ；80P a 付属品 ； 深形パイプフード150φｽﾎﾟﾂﾙｽ製（ガラリ・防虫網付）	16	1	100	4	シャワー室1 シャワー室2 男子トイレ
	有圧換気扇	形 式 ； 低騒音形ステンレスタイプ 羽根径 ； 300φ 風 量 ； 930 m3/H 静 圧 ；70P a 付属品 ； 風圧式シャッター付ウェザーカバー（S U S ）、不燃枠 バックガード（S U S ）、温度スイッチ（埋込型）	70	1	100	1	倉庫
	天井用換気扇	形 式 ； 低騒音形、本体；金属製、ファン、グリル；樹脂製 接続径 ； 150φ 風 量 ； 360 m3/H 静 圧 ；80P a 付属品 ； 深形パイプフード150φｽﾎﾟﾂﾙｽ製（ガラリ・防虫網付）	62	1	100	8	ロッカー1～4 ロッカー5～8
	屋外給気口	形 式 ； 150φ用給排気グリル（樹脂製）ネットフィルター、 風量調節機構付 付属品 ； 深形パイプフード150φｱﾙﾐ製（ガラリ・防虫網付）				12	

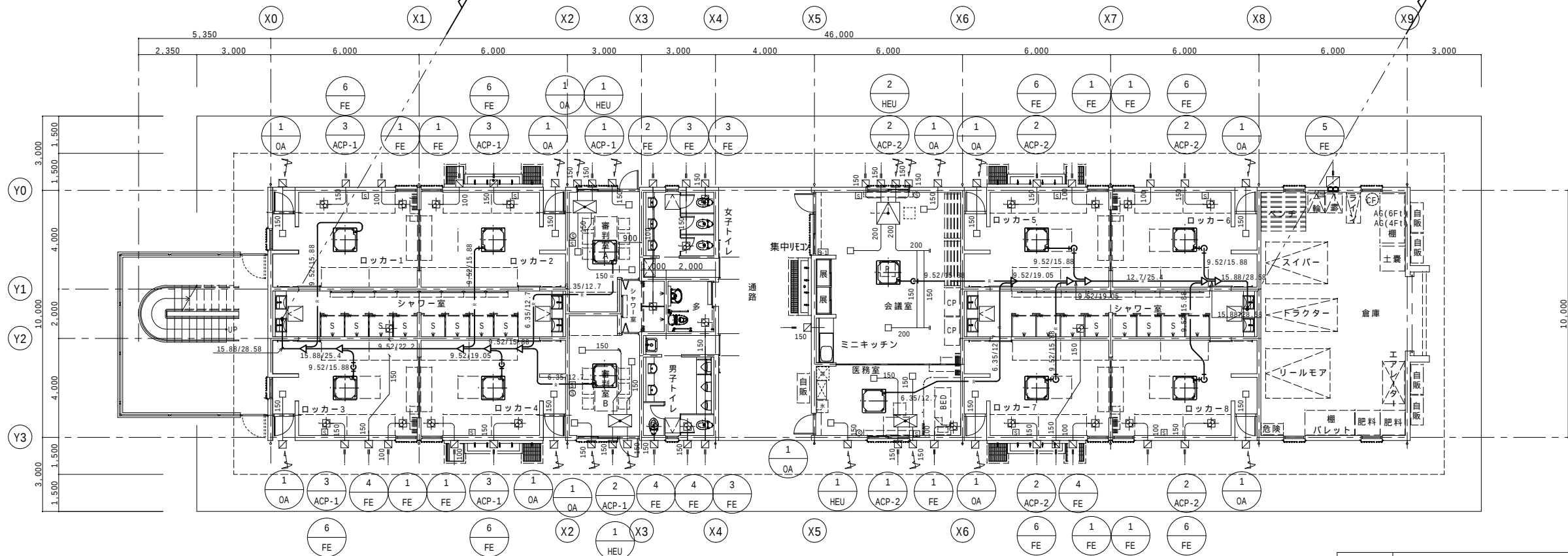
凡 例 （管材）		
図 示	名 称	仕様
—— R ——	冷 媒 管	屋内被覆銅管（液管：10mm、ガス管：20mm） 屋外 被覆銅管（液管：10mm、ガス管20mm）＋ステンレスラッキング
—— D ——	ド レ ン 管	屋内； 排水用硬質ポリ塩化ビニール管 ＋ 保温 屋外； 排水用硬質ポリ塩化ビニール管 ＋ 塗装
————	換 気 ダ ク ト	スパイラルダクト 但し、消音フレキシブルダクトを使用する場合メーカー指定の材料とする。
 	リモコンスイッチ	空調機用リモコンスイッチ・全熱交換機用リモコンスイッチ
	リモコンスイッチ	空調機用集中リモコンスイッチ（ON OFF一括制御）
— — — — —	リ モ コ ン 配 線	リモコンスイッチ用配線 (EM-CEE-S 1.25-2C)

工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	空調・換気機器表	
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮 尺	—	図面番号
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課			M - 1 1
有限会社 沖 水				
住 所 うるま市字赤道60-1				
氏 名 西里 剛				



屋根伏図

A-1	S=1/100
A-3	S=1/200

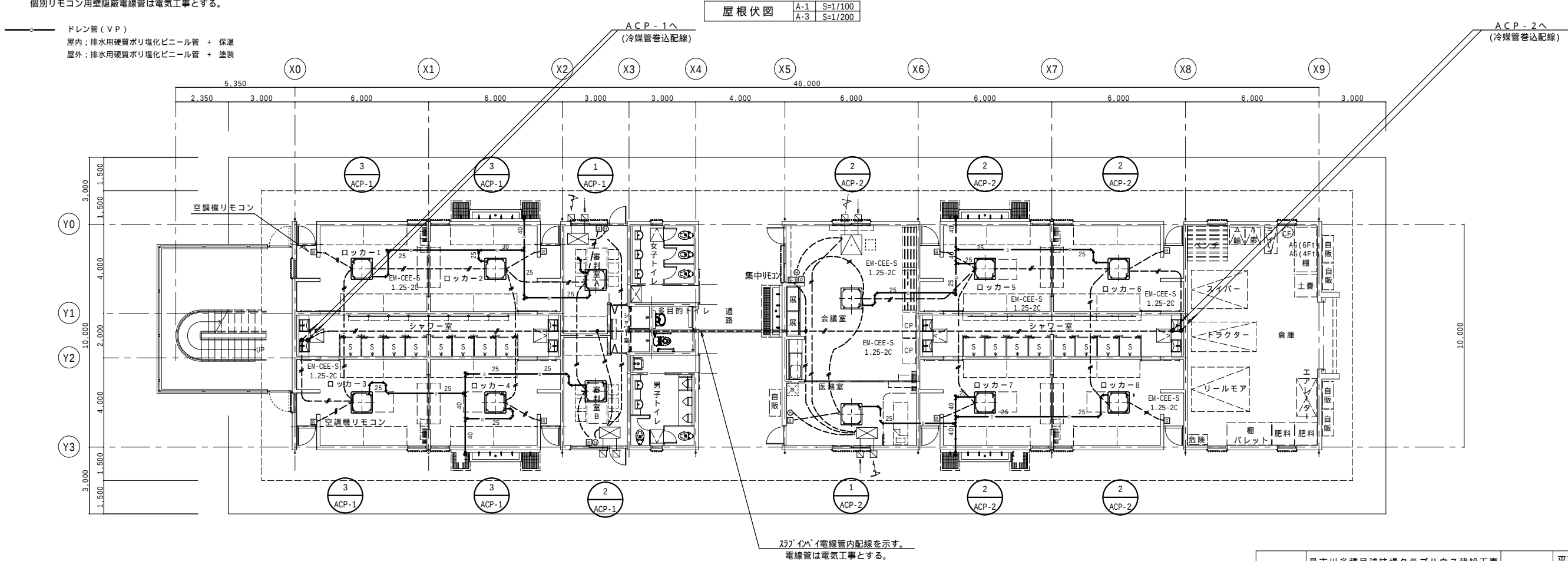
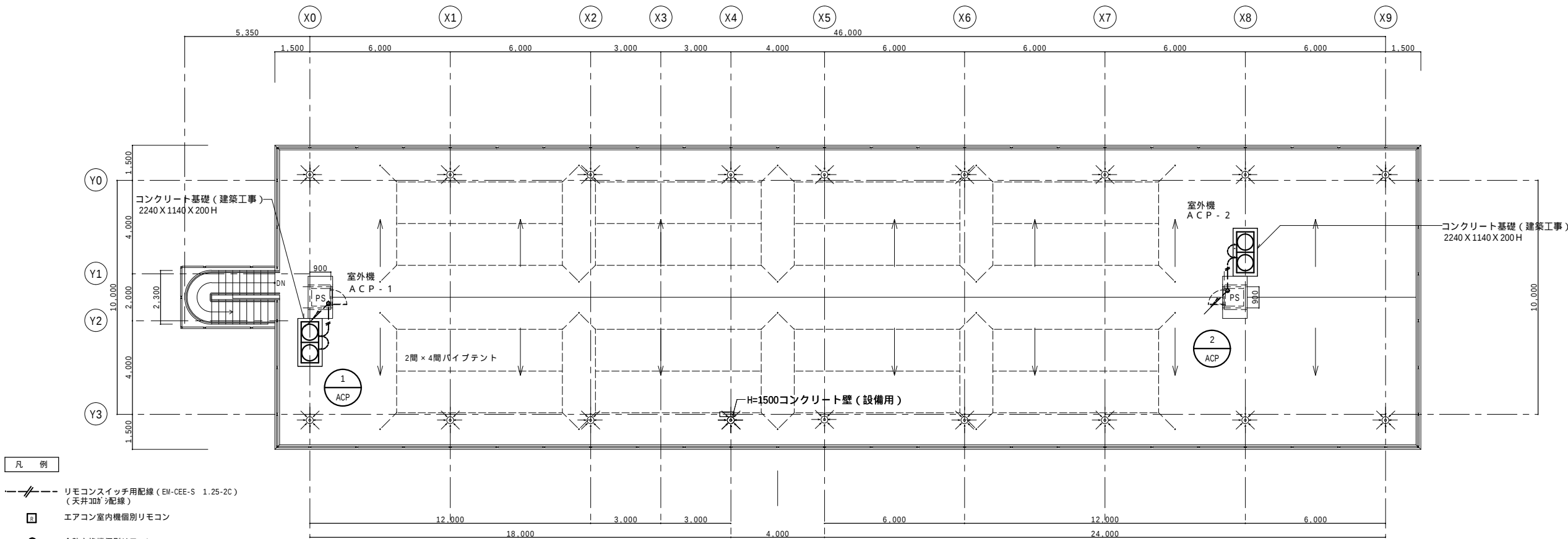


平面図

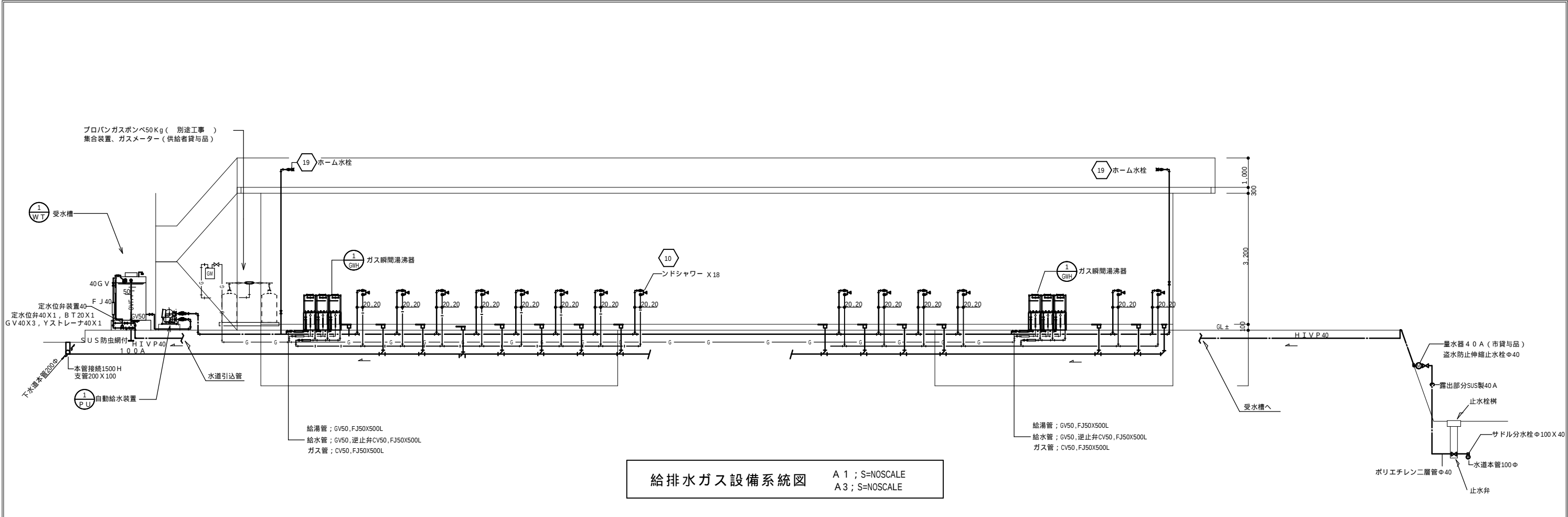
A-1	S=1/100
A-3	S=1/200

工事名称	具志川多目標球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	平面図・屋根伏図 (空調・換気設備)
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮 尺	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 1 2

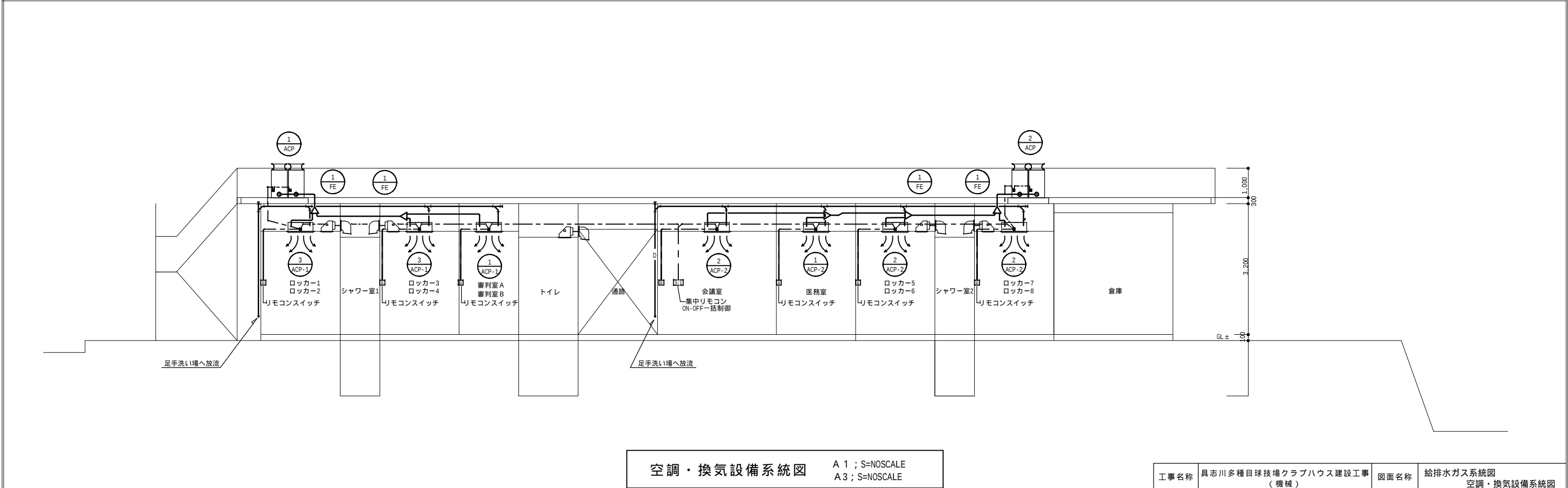
有限会社 沖 水
住 所 うるま市字赤道60-1
氏 名 西里 剛



工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	平面図・屋根伏図 (空調換気制御配線・ドレン配管)
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮 尺	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 1 3
有限会社 沖 水			
住 所 うるま市字赤道60-1			
氏 名 西里 剛			



給排水ガス設備系統図
A 1 ; S=NOSCALE
A 3 ; S=NOSCALE



空調・換気設備系統図
A 1 ; S=NOSCALE
A 3 ; S=NOSCALE

工事名称	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (機械)	図面名称	給排水ガス系統図 空調・換気設備系統図
工事場所	沖縄県うるま市字大田509番地	縮尺	A1 : S=NOSCALE A3 : S=NOSCALE
発注機関	うるま市役所 都市建設部 建築工事課	図面番号	M - 1 4

有限会社 沖 水
住 所 うるま市字赤道60-1
氏 名 西 里 剛